



ついにサービック労組も要求！

12月24日、サービック労組は会社に対して「労働時間短縮に関する申し入れ」を行いました。この申し入れは、サービックにおいて、年間休日数が本社社員は120日なのに対して、現場で働く社員は113日と年間7日も少ないことから要求されたものです。

サービック労組の申し入れ内容

本社・事業所間との年間休日の統一

年間労働時間を統一

J S 労は、この年間休日数について、この間5回に渡り要求を行い交渉してきました。会社は、年間休日数の違いについて「誰に聞いてもわからない」「過去の経過を調べたがわからない」と同じ回答を繰り返しました。

救済申立との関連性は？

J S 労は、この会社の誠意のない回答は誠実交渉義務違反であると判断して、12月24日に大阪府労働委員会に不当労働行為の救済申立を行いました。何と、サービック労組の申し入れた日も同じ12月24日でした。これは偶然か、それとも必然か？いずれにしても2015年から10年の沈黙を破っての英断に拍手を送りたいと思います。

就業規則の説明は？

会社は、2024年4月1日に就業規則の改訂を行いました。この改訂は、年間休日数に関するもので、年間休日数120日を適用する根拠となる条文記事を「本社及び会社が指定する社員」から「本社」の文言を削除しました。就業規則を変更した場合は、労基署への届け出と労働組合への説明が必要です。当然、会社はサービック労組に説明したはずです。しかし、サービック労組の申し入れ内容は、「本社・事業所間との年間休日の統一」であり、「本社」という文言が使用されています。これはどういうことでしょうか？

年間休日数120日を獲得するために共に闘いましょう！